

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用見直し等について

<p>1月7日 県の要請文（抜粋）</p>	<p>1月22日 資源エネルギー庁「パブリックコメントで頂いた御指摘等を踏まえた対応について」（抜粋）</p>
<p><u>出力抑制の前提となる電力系統への接続可能量の算定</u></p> <p>今回、発表された太陽光発電等の電力系統への接続可能量は、<u>既存の原子力発電所は全て再稼働するなど、一定の条件を設定して算定されたが、この条件の設定が変わると接続可能量も大きく変わることになる。</u></p> <p><u>原子力発電をはじめとする電源構成（エネルギーミックス）が示される時期を捉えてほかの条件も含め必要な見直しを行い、改めて接続可能量を公表すること。</u></p>	<p><u>接続可能量の定期的な検証</u></p> <p><u>エネルギーミックスの検討状況や電力需給の状況等を踏まえて、接続可能量の再検証を適切なタイミングで継続的に行うことにより、再生可能エネルギーの最大限導入を着実に進めていきます。</u></p>
<p><u>出力抑制の対象範囲の拡大</u></p> <p>太陽光発電は、急速に普及が進んでいるが、出力抑制が行われて設置費用の回収が見込めなくなると、普及拡大にブレーキがかかることが懸念される。</p> <p>また、<u>住宅用設備（10kW未満）は電力系統に与える負荷は極めて少なく、新たに発電出力を制御するシステムの導入を義務化して、出力抑制を行う必要があるのか疑問である。</u></p> <p>よって、住宅用太陽光発電設備については、<u>出力抑制の対象から除外すること。</u></p>	<p><u>住宅用太陽光発電等の小規模太陽光発電に関する出力制御</u></p> <p><u>東京電力、中部電力、関西電力に対して接続をしようとする50kW未満の太陽光発電については、当分の間、出力制御の対象外とします。</u></p>

（問い合わせ先）

神奈川県産業労働局エネルギー部地域エネルギー課
 長 山田 電話 045-210-4101
 太陽光発電グループ 岸川 電話 045-210-4090